

令和3年度12月追加補正予算(第10号)の概要

子育て世帯臨時特別給付金事業費

(福祉部 子育て支援課)

事業概要及び補正理由

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、子ども一人あたり、現金5万円及びクーポン券5万円分を支給する、「子育て世帯臨時特別給付金事業」について、現金支給分については、年内に支給開始出来るよう、今議会において8号補正として予算措置しました。

今回、国の方針転換により、**クーポン券で支給することとされていた5万円についても、現金での支給が可能となったことから、**早期の支給に対応するため、**9億150万円を追加します。**

支給対象者及び支給方法等

	対象者(概要)	支給時期及び支給方法
①	9月の児童手当受給者	12月23日に5万円支給予定。 追加の 5万円分については、出来るだけ早く、現金で追加支給予定。
②	高校生等(※1)の保護者	申請書受理後、所得要件(※2)等を確認したうえで、速やかに支給。 (令和4年1月以降、10万円を現金で一括支給)
③	令和3年10月1日以降年度内に生まれた子供の保護者	
④	①②③に該当する公務員	

※1 平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれで、配偶者を有さない者

※2 保護者の年収が児童手当の所得制限限度額を超えないこと。

補正額

(単位:千円)

費目等	予算額	積算根拠
給付金	900,000	中学生以下15,000人 高校生等3,000人
事務費	1,500	振込手数料等の事務費
合計	901,500	※財源は全額国費